

宴会催事規約

ホテルセキアでは、ご宴会または催事のご利用に関して、以下の通り定めておりますので
予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

第1条 ご予約金	宴会等のご契約時に予約金をお支払いいただきます。 予約金の金額はお見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。
第2条 お支払い	ご精算は、ホテルより提示いたしました金額を指定期日までにお支払いいただきます。
第3条 ご宴会時間と 追加料金	宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。 ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に及びられない場合もございますので予めご了承下さい。
第4条 有料人数の 確認	料理等を用意する人数(以下、有料人数と称します)は、ご宴会または催事開催日の14日前までにホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の全ての手配及び変更については、ホテルより指定期日を提示させていただきます。 指定期日以降は全ての手配が完了しておりますので、お客様の人数が減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。
第5条 取消料	すでにご契約いただきましたご宴会または催事の取消、及び期日変更の場合は、下記の取消料または、変更料を頂戴いたします。 1.ご宴会催事当日より121日以前 取消料: 予約金の半額と手配済のものは実費請求 変更料: 手配済のものは実費請求 2.ご宴会催事当日より120日から91日以前 取消料: 予約金全額と手配済のものは実費請求 変更料: 手配済のものは実費請求 3.ご宴会催事当日より90日から31日以前 取消料: 予約金全額、実施予定会場の会議室1日料金の半額と手配済のものは実費請求 変更料: 手配済のものは実費請求 4.ご宴会催事当日より30日から15日以前 取消料: お見積総額の50%、手配済のものは実費請求 変更料: 実施予定会場の会場費1日料金の半額、手配済のものは実費請求 5.ご宴会催事当日より14日から前日 取消料: お見積総額の80%、手配済のものは実費請求 変更料: お見積総額の30%、手配済のものは実費請求 6.ご宴会催事当日 取消料: お見積金額の全額 変更料: お見積金額の全額
第6条 装飾・余興等の 手配	ご宴会に関する装飾・音響・照明・余興等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。 お客様が直接ホテル指定以外の業者にご依頼される場合は、ご宴会を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、事前了解をおとりいただいた後に、ご依頼ください。 又、ホテルの了解をもとにお客様のご依頼された業者が行うご宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出設置場所・設置時間等の設定につきましては、ホテルの美観・他のお客様との事前調整・動線の事など考慮し、一定のルールで実施していただくようにホテルとその業者の方々とご相談させていただきます。
第7条 損害賠償	お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり損傷したりしないように充分にご注意ください。もし、施設・什器備品等に損害等が発生した場合はホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、またはその損害賠償をご負担くださいますようお願いいたします。
第8条 禁止事項	次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願いいたします。 1.犬(盲導犬を除く)・猫・小鳥・その他愛玩動物・家畜類等の持ち込み。 2.発火または引火性の物品の持ち込み。 3.悪臭を発するものの持ち込み。 4.賭博等の風紀を乱す行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動・行為。 5.備付品の移動。 6.ご予約使用目的以外の利用。 7.その他法令で禁じられている行為。
第9条 拒否・解約	当ホテルではお申し込みの方、又はご宴会にご出席されるお客様に、次の事情がある場合には、ご宴会のお申し込みをお断りするか、既にご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。 1.第8条の禁止事項のいずれか一つでも該当するおそれがある場合や禁止事項に該当することが確認された場合。 2.第2条のお支払いが、ホテルの指定期日までに入金のない場合。 3.暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」と言う。)が含まれている場合。 4.暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。 5.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者が含まれている場合。 6.当ホテルの他の利用者に対して著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。 7.当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を逸脱した負担を要求した場合。 8.法令又は公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると判断した場合。 9.この「宴会催事規約」に違反された場合、尚、上記の理由により解約させていただいた場合、「第5条 取消料」に従って取消料を頂戴いたします。 10.天災その他やむを得ない事由により会場を利用することができなくなった場合
第10条 天災等による ご宴会中止の 対応について	第9条(10)項に該当するような理由、その他不可抗力によって当日の開催が不可能な場合、ホテル側は可能な限りお客様のご希望に合わせて代替日にご宴会を行います。 その際、第5条に記載の取消料は申し受けませんが、期日の延期によって生じる、実費相当の金額はご負担いただきます。 また、お客様が代替日での開催を希望されない場合や不可抗力の事由がお客様側に存在することによって当日の開催が不可能な場合、第5条に準じて取消料をお支払いいただきます。